公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成23年2月21日　千葉地方検察庁検察官

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第18条第６項、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の債権が帰属する者は、平成23年３月７日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　千葉地方裁判所

2　被告事件名　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

3　被告人氏名　福山こと向井　秀樹
平安山良鉄
中野勝こと前田智こと新垣　智司
今井明こと古賀剛こと浜田浩こと文　亮基
岩崎英斗こと石黒政彦こと矢沢一こと青木　秀輝
米岡孝司こと中谷宏明こと小川　拓也
長瀬速人こと三谷誠こと真鍋弘こと友利　敦
白金正也こと上条正也こと瀬戸正也こと伴こと知名　洋幸
相川誠こと早坂誠こと岸辺豊こと石川こと中陳　敬太
富岡悟こと織田龍二こと下條龍太郎
山下真二こと井上真二こと黒河竜美こと島袋　賀矢
金子実こと池田昇こと清原勝こと大滝　真吾

4　公判期日　福山こと向井秀樹については平成23年３月１日
平安山良鉄、中野勝こと前田智こと新垣智司、今井明こと古賀剛こと浜田浩こと文亮基及び富岡悟こと織田龍二こと下條龍太郎については同月22日
岩崎英斗こと石黒政彦こと矢沢一こと青木秀輝及び長瀬速人こと三谷誠こと真鍋弘こと友利敦については同月23日
米岡孝司こと中谷宏明こと小川拓也、白金正也こと上条正也こと瀬戸正也こと伴こと知名洋幸及び相川誠こと早坂誠こと岸辺豊こと石川こと中陳敬太については同月14日
山下真二こと井上真二こと黒河竜美こと島袋賀矢及び金子実こと池田昇こと清原勝こと大滝真吾については未指定

5　没収すべき債権の種類及び額、その他その債権を特定するに足りる事項
・口座名義人を株式会社ダイナーズパートナーシップジャパン（代表取締役　平安山良鉄）とする株式会社三井住友銀行に対する別段預金債権（新宿支店、口座番号939149）のうち155万1,800円の債権

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人福山こと向井秀樹は、東京都新宿区弁天町30番地に本店を置く株式会社ダイナーズパートナーシップジャパンにおいて、実質的経営者として同社の業務全般を統括管理していたもの、同平安山良鉄は、同社の代表取締役として主に同社名義の銀行預金口座等に入金された売上金の管理等に従事していたもの、同中野勝こと前田智こと新垣智司は、同社の経理及び事務担当として主に売上金の管理、顧客管理等に従事していたもの、同今井明こと古賀剛こと浜田浩こと文亮基は、同社の営業部長として主に営業員に対する指導及び顧客の勧誘等に従事していたもの、同岩崎英斗こと石黒政彦こと矢沢一こと青木秀輝は、同社のプログラム担当として主にキャストとなった者に対し大当たりを発生させることができると称するプログラムを提供していたもの、同米岡孝司こと中谷宏明こと小川拓也、同長瀬速人こと三谷誠こと真鍋弘こと友利敦、同白金正也こと上条正也こと瀬戸正也こと伴こと知名洋幸、同相川誠こと早坂誠こと岸辺豊こと石川こと中陳敬太、同富岡悟こと織田龍二こと下條龍太郎、同山下真二こと井上真二こと黒河竜美こと島袋賀矢及び同金子実こと池田昇こと清原勝こと大滝真吾は、同社の営業員として主に顧客の勧誘等に従事していたものであり、同社は、ぱちんこ台に特定の操作をして遊技を行うことにより爆発的な出玉が生じ利益が得られるなどと相手方を勧誘し、当該特定の操作を行うことができるキャストと称する会員になるための参加権利金等の名目で金銭をだまし取ることを共同の目的とする被告人12名らにより構成される継続的結合体であって、被告人福山こと向井秀樹による指揮命令に基づき、同平安山良鉄らがあらかじめ定められた前記任務に従って一体として行動する組織により現金をだまし取る行為を反復して行っていた団体であるが、被告人12名らは共謀の上、前記参加権利金等の名目で金銭をだまし取ろうと企て、真実は、ぱちんこ台に被告人らが提供する特定の操作をして遊技を行っても大当たりを発生させることができず、かつ、顧客が被ったぱちんこ攻略法に関する過去の損失を取り戻す意思も能力もないのに、前記団体の活動として、前記組織により、平成21年９月３日頃から平成22年３月11日頃までの間、東京都新宿区弁天町30番地早稲田長谷川ビル４階の前記株式会社ダイナーズパートナーシップジャパン事務所から、被害者15名に対し、電話で、「弊社は、ぱちんこ攻略法を販売している会社ではありません。ぱちんこ業界では、減少している遊技人口を呼び戻すため、『ピンポイントプロモーションプログラム』という特別なプログラムを入力し、１日当たり５時間くらいの遊技で５万2,000発から７万発という爆発的な出玉を出し、これを他の客に見せることによって遊技意欲を向上させ、離れていったぱちんこの遊技者を呼び戻す取り組みをしています。このプログラムを使用するには、キャストという会員に選考されないといけません。キャストの選考は、弊社ではなく、団体で行っていて、選考にもれることもあります。」、「キャストの選考に通りましたので特別なプログラムをお教えします。このプログラムを入力すれば、３か月の使用期限内に100万発まで出玉を出すことができます。この100万発を、お住まいの地区のホール平均換金率である１玉3.47円で換算すると347万円になります。この出玉換金額の347万円の82パーセントに当たる284万5,400円がキャストの取り分となり、18パーセントに当たる62万4,600円を弊社に参加権利金として先払いしてもらいます。」などと、それぞれうそを言って、被害者15名にその旨誤信させ、よって、平成21年９月15日から平成22年３月11日までの間、前後91回にわたり、福岡市東区名島２丁目35番13号株式会社筑邦銀行名島支店ほか43か所から東京都新宿区西新宿１丁目６番１号株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行新宿新都心支店に開設された株式会社ダイナーズパートナーシップジャパン名義の普通預金口座（口座番号0046926）ほか２口座に振込入金させる方法により、被害者15名から参加権利金等の名目で合計3,182万7,720円の交付を受け、もって団体の活動として、詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により人を欺いて財物を交付させたものである。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１０号

福岡市博多区麦野１丁目16番６号
債務者　櫻井きく代

1　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古屋　令枝
4　破産債権の届出期間　平成23年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０５７号

福岡県筑紫郡那珂川町松原７番17―304号
エバーライフ博多南弐番館
債務者　藤川　俊秀

1　決定年月日時　平成23年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増永　弘
4　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部